## 広島県告示第八百四十九号

区域として指定する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条第一 項の規定によっ て、 次の 区域を海岸保全

令和六年九月五日

広島県知事 英 彦

海岸名

広島港海岸

地区海岸名

宇品西地区海岸

三 地先海岸名

宇品、 元宇品地先海岸

兀 区域

 $\mathcal{O}$ り 囲まれた区域。 基点一から基点一四までの各点を順次結んだ線及び基点一四から補助点一四の一、  $\frac{-}{\circ} \circ \frac{-}{\circ};$  $\overline{\phantom{a}}$ <u>の</u> 、三の一、二の 一の一、基点一 の各点を順次結んだ線によ

五. 点の位置(基点、 補助点の 標示角度は真北による。

度二一分五八秒○四六八、東経一三二度二六分六秒四一三○、 基準点 広島市中区江波南一丁目六○番二の国土地理院三等三角点 標高三七・六三メー 「江波 (北緯三四

トル

基点一 基準点から一三六度の方向 三、〇一六メートルの点

基点二 基点一から○度の方向 一六メー -トルの点

基点三 基点二から二四度の方向 一六八メー -トルの点

基点四 基点三から九五度の方向 <u>ー</u> ニ メ ー トル の点

基点五 基点四 から七度の方向 四〇二メー トル の点

基点六 基点五、 から五六度の方向 三七メー 1 ル の点

基点七 基点六から五度の方向 二〇メートルの点

基点九 基点八から六度の方向 二六 メートルの点 トル

基点七から三〇七度の方向 二九メー

の点

基点八

基点一〇 基点九から二七六度の方向 一三四メー 1 ル の点

基点一一 基点一〇から一九七度の方向 ーニーメート ル の点

基点一二 基点 一一から二八七度の方向 二九メートル の点

基点一三 基点一二から一七度の方向 一八メー -トルの点

基点一四 基点一三から二八七度の方向 一一八メ ノートル の点

基点一から二七○度の方向

 $\frac{1}{0}$ 

1

ル

の点

補助点二の 基点二から二八二度の方向 1 ル の点

補助点一の

補助点三の一 基点三から二七五度の方向 <u>ニ</u> メ  $\mathcal{O}$ 点

補助点一〇の 基点一○から一二○度の方向 メ ŀ ル の点

補助点一四の一補助点一の二 基点一四から一九六度の方向基点一一から一五七度の方向 五五メートルの点